

○区域・期間・建築制限

区域	住宅宿泊事業	簡易宿所
住居専用地域 44% ※1	0日	
学校保育所等 68% ※2	0日	建築制限
細街路・袋路等(4m未満・袋路)	0日	建築制限
密集市街地21地区 5% ※3		建築制限

2023年度	68%
2024年度	72%
2025年度	63%
平均	68%

※1都市計画総括表より

※2「京都市内の学校等紹介を実施した簡易宿所の施設数について」(新規許可件数に占める照会件数の割合・2023年度～2025年度3カ年平均)

※3「歴史都市京都における 密集市街地対策等の取組方針」西陣や東山エリアなど旧市街地を中心とした21 地区(約730ha)が市街化区域に占める割合

○運営

管理者常駐
勤務実績の報告
近隣住民の反対意思不存在
説明応諾義務
市民の責務削除
委託先情報開示強化

